

令和 2 年 5 月 25 日
在デンマーク日本国大使館

ビジネス出張者などへの入国制限の緩和（新型コロナウイルス関連情報）

5月25日、デンマーク外務省は、同日からビジネス出張者や北欧諸国（スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、アイスランド）またはドイツの定住者に対する入国制限緩和に関するプレスリリースを発表しました。

（デンマーク外務省プレスリリース）

<https://um.dk/da/nyheder-fra-udenrigsministeriet/newsdisplaypage/?newsID=6B23B7E5-850A-4A11-A37A-30CD92997482>

現在のデンマークへの入国制限については、下記当館ホームページにまとめていますのでご参照ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#denmarku_2

1 ビジネス出張者の入国条件緩和

・仕事の一環として、会議等に参加するためにデンマークに入国するビジネス出張者は、会議が延期できず、物理的な出席なくしては会議を実施できない場合は、「相当の理由」を有していると見なされます。ビジネス出張者は、雇用関係及び会議や仕事の時間と場所に関する文書（例：メール）を提示する必要があります。文書には、実務上会議を延期できず、代わりにバーチャルプラットフォームを介して会議を開催できない理由が記載されている必要があります。さらに、当該外国人出張者が伝えた情報を裏付けることのできる、デンマークでの会議や仕事に関する関係者の連絡先を提示する必要があります。

2 北欧諸国またはドイツ定住者の入国制限緩和

北欧諸国またはドイツ定住者は、従来のデンマークへの入国が認められている「相当の理由」に加え、以下の点も「相当の理由」と見なされます。

・デンマークに在住もしくは定住するデンマーク人もしくは外国人の配偶者、同居するパートナー、婚約者、交際相手（交際歴が半年以上とされています）、両親、祖父母、子供、孫。

・デンマークで自身の別荘に滞在するための入国

・デンマークにおける就職面接への参加

・デンマーク国外における休暇滞在のためにデンマークを経由する場合

要件や証明方法の詳細については、コロナポータル該当ページ（デンマーク

語：<https://politi.dk/coronavirus-i-danmark/hvis-du-skal-rejse-ind-i-eller-via-danmark>

英語：<https://politi.dk/en/coronavirus-in-denmark/if-you-are-travelling-to-and-from-denmark>

）をご覧ください。入国制限に関するホットライン（デンマーク警察庁）
+45 7020 6044 にお問い合わせください。

<感染者数>

5月25日14時現在のデンマーク全体の感染者数は以下のとおりです。（国立血清学研究所より）

感染者数 合計 11,586名

デンマーク 11,387名（死亡者563名、治癒者数9,964名、検査
人数累計458,305名）

フェロー諸島 187名（死亡者0名、治癒者数187名、検査人数累計9,
178名）

グリーンランド 12名（死亡者0名、治癒者数11名、検査人数累計1,88
5名）

<当館からのお願い>

●現在、当館では感染症予防対策の一環として、領事待合室に1度に入室できる方の数を2名までと制限しております。係員が順番に案内いたしますので、ご協力よろしくお願いします。

●在留届を提出されている方で、日本に帰国（一時帰国を除く）された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班
ryoji.han@ch.mofa.go.jp までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

●在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

【ご参考】

新型コロナウイルスに関するデンマークポータルサイト
（デンマーク語）

www.coronasmitte.dk

（英語）

<https://politi.dk/en/coronavirus-in-denmark>

当館特設コロナページ（過去の領事メールや日本・デンマークの参考サイトを集

約)

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html

デンマーク外務省の出入国に関連する Q&A 等 (英語)

<https://um.dk/en/travel-and-residence/coronavirus-covid-19/>

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電 話 : 3311-3344 (閉館時はまず緊急電話対応業者につながります)

メールアドレス : ryoji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届 (3 か月以上滞在される方) / 「たびレジ」 (3 か月未満の渡航の方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更 (転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等)、または帰国・転出等があればお知らせください。